

* PCB問題 *

『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)』による、PCB廃棄物の処理がいよいよ始まる。PCB(ポリ塩化ビフェニル)は水に溶けず、電気絶縁性が高い、化学的に安定している等の性質を持つ工業的に合成された化合物である。

PCBは、その性質から、主として、トランスやコンデンサ用の絶縁油として使用されていた。しかし、昭和43年のカネミ油症事件を機に、人の健康と環境への有害性が問題となり、昭和49年には製造や新たな使用が禁止された。そして、平成13年にはPCB廃棄物特別措置法の公布により、PCB廃棄物を所有している事業者は、適切な保管と届出が要求され、平成28年までに処理することが義務付けられた。

これに伴い、国の施策として、PCB廃棄物処理を担う日本環境安全事業株式会社(JESCO)が設立され、全国5ヶ所で処理が開始されることになった(平成16年12月より北九州事業が開始し、平成17年に豊田事業・東京事業が、平成18年以降に大阪事業・北海道事業が操業する予定)。処理費用は、230kg超～245kg以下のトランス類で1220千円/台、110kg超～120kg以下のコンデンサ類で1228千円/台となっている。

* 本格化するバイオエタノール混合ガソリン *

ガソリンにバイオエタノールを混入することによりCO₂排出量を削減する施策が日本でもようやく本格化してきた。従来ブラジルや米国では、ガソリンにバイオエタノールを数%～10%混入させた混合ガソリンが流通していたが、日本ではエンジン部品を腐食させる懸念がある為積極的には認められていなかった。

しかし、京都議定書で約束したCO₂削減目標達成が厳しい状況もあり行政サイドによる積極的な取り組みが出てきた。経済産業省では2008年を目処に自動車燃料として本格的に流通させるための準備を始めた模様である。北海道では、公用車でのバイオエタノール混合ガソリンによる走行試験を今年度行う予定である。山形県新庄市では、バイオエタノール3%混合ガソリンによる試験が行われている。新潟市では稲から取り出したエタノールを3%混合したガソリンの実用化を検討している。岡山県では、県内の廃材を利用したバイオエタノール混合ガソリンの実用化事業を始める。

海外においても、中国ではバイオエタノール混合ガソリンを普及させる計画がある。またトヨタ自動車はガソリンとアルコールの両方を使用できるフレックス燃料車の開発に着手し、フレックス燃料車が急速に普及しているブラジルを中心に中南米に投入する予定である。

以上